

「図書館等公衆送信サービス」説明会：法施行を受けて 開催要項

主催：図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

企画・運営：公益社団法人日本図書館協会

1 趣旨

2021年6月に公布された「著作権法の一部を改正する法律」が2023年6月1日に施行された。また、施行に合わせ、図書館等公衆送信サービス関係者協議会で検討されていた「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」が、5月25日（木）に開催された第3回関係者協議会において承認された。本ガイドラインは、従前から行われていた図書館等における複製サービスに加えて、令和3年改正法によって追加された特定図書館等における公衆送信サービスに関する法令の解釈とその運用について定めたものである。制度趣旨、「図書館資料」の定義、サービス主体、対象となる著作物の範囲、利用対象外となる図書館資料など、本サービスに関わる事項について定めている。

これらのことを受けて、法改正の背景や概要、特定図書館等に求められる要件、本ガイドラインの内容や留意点などを説明し、各特定図書館が本サービスを開始するための機会とする。

2 日時、会場、定員

日時：2023年7月13日（木） 15時00分～16時30分

開催形式：YouTubeによるオンライン配信

当日の質疑は行わないが、説明会終了後に質問フォームを設け受け付ける。

後日、アーカイブを配信予定。

定員：上限なし

3 対象

図書館等公衆送信サービスの実施を検討している図書館等

4 内容、講師

〈内容〉

- ・法改正の背景～法改正で目指したものは？～
- ・改正の概要と公衆送信サービスのイメージ
- ・特定図書館等に求められる要件
- ・ガイドラインについて
- ・補償金について
- ・図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

〈講師〉

- ・小池信彦（関係者協議会共同座長／日本図書館協会著作権委員会委員長）
- ・村瀬拓男（関係者協議会共同座長／日本書籍出版協会図書館権利制限対策 PT 座長）

5 申し込み方法等

(1) 参加費 無料

(2) 申し込み方法

申込不要。下記ウェブサイトで公開する URL からアクセス。

※ 『『図書館等公衆送信サービス』説明会：法施行を受けて』ウェブサイト

<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/1028/Default.aspx>

(3) 説明会開催にかかる費用

特になし。

以上

お問い合わせ先

公益社団法人日本図書館協会 事務局

Mail : chosakuken@jla.or.jp